

千葉市・市民インタビューによるオーラルヒストリー収集業務委託 受注者選考委員会設置要項

（設置）

第1条 千葉市・市民インタビューによるオーラルヒストリー収集業務委託の受注者選考に関する事項を審議するため、中央図書館内に千葉市・市民インタビューによるオーラルヒストリー収集業務委託受注者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）企画提案の審査に関すること
- （2）優先交渉権者を決定すること
- （3）その他、プロポーザル方式の実施にあたり必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 委員長は、中央図書館長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、中央図書館情報資料課長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 会議は非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。
- 6 委員長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面で表決することができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、中央図書館情報資料課に置く。

- 2 事務局は、プロポーザル参加者の提案内容が業務委託仕様書の内容を満たしていることを確認する。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要項は、令和3年8月16日から施行する。

この要項は、令和7年4月 1日から施行する。

別表

委員長	中央図書館長
委員	中央図書館 情報資料課長 総合政策局 市長公室 広報広聴課長 生涯学習部 生涯学習振興課長 生涯学習部 郷土博物館長